

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月21日

【会社名】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
(Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.)

【代表者の役職氏名】 取締役社長
(Managing Director)
野 田 一 夫
(Kazuo Noda)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 1077 XV アムステルダム市
ザイドブライン 218、ワールド・トレード・センター・
アムステルダム タワー・ワン レベル26
(World Trade Center Amsterdam, Tower One, Level 26
Zuidplein 218, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生
弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 村 綱 木
弁護士 越 智 亮 太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1482
03-6775-1822

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2031年 2 月21日満期 米ドル建社債
4 億5,030万米ドル (円貨相当額713億6,354万4,000円)

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2031年 2 月21日満期 豪ドル建社債
1 億8,460万豪ドル (円貨相当額208億1,734万2,000円)

(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2026年 8 月20日現在の
東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1
米ドル = 158.48円及び 1 豪ドル = 112.77円の換算レートで換
算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2025年 8 月25日
効力発生日	2025年 9 月 2 日
有効期限	2027年 9 月 1 日
発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】

該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年 2 月21日満期 米ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年 2 月21日満期 豪ドル建社債に関する
情報>

(注1) 本書において、文脈上別段の記載又は解釈がなされる場合を除き、「当社」又は「TMF」は、トヨタ モーター
ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイを指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、
・「米ドル」又は「米セント」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
・「豪ドル」又は「豪セント」はオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
・「円」は日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	4 億5,030万米ドル
売出価額の総額	4 億5,030万米ドル
利率	年率4.52%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1 億8,460万豪ドル
売出価額の総額	1 億8,460万豪ドル
利率	年率5.05%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年 9 月 3 日（当日を含む。）から2031年 2 月21日（当日を含
まない。）までこれを付し、毎年 2 月21日及び 8 月21日（以下、それぞれを「利払日」という。）に
半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき22.60米
ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年 2 月21日に、2026年 9 月 3 日（当日を含む。）か

ら2027年2月21日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき21.09米ドルとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年9月3日(当日を含む。)から2031年2月21日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年2月21日及び8月21日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき25.25豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年2月21日に、2026年9月3日(当日を含む。)から2027年2月21日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき23.57豪ドルとする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2026年7月付発行登録目論見書(同発行登録目論見書の訂正事項分を含む。以下同じ。)をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年8月21日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行登録書(訂正を含む。)に記載のとおり。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年8月21日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。